



更点は、5ページ、会議の機能的分類の分類Ⅰ及びⅡですが、情報の伝達、意見の交換及び価値観相互理解が目的であることから Web 会議を積極的に活用し、オンラインでの実施を検討すべき旨を記載しています。また、11ページにおいては、会議を円滑に進めるため、ファシリテーターの役割と心得について記載し、より会議が円滑に進むように追加しています。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「令和3年度第3回庁舎消防訓練（総合）の実施について」を報告してください。

部長 狛江市役所庁舎消防計画において実施が規定されている総合訓練を令和4年3月8日午前11時から11時30分まで、市役所庁舎及び狛江市役所市民ひろばにて実施します。東京消防庁狛江消防署、狛江市消防団等と連携した訓練を実施する予定です。議会開催中の忙しい時期ですが、自衛消防隊員の参加について、配慮をお願いします。参加人員については、新型コロナウイルス感染症等の状況も考慮して50名程度を予定しており、後日、参加依頼をします。

消防訓練の内容については、庁舎5階からの出火を想定し、現場確認、庁内一斉放送、避難誘導等を一連の流れで行います。事前周知放送を行いますが、ベル鳴動、庁内一斉放送、消防自動車の狛江市役所市民ひろばへの進入等があるので、接客中、あるいは近くに来庁者がいる場合は、その旨周知・協力依頼をお願いします。なお、当日は狛江消防署の一日消防署長として、市長に一斉放水の指揮を執っていただきます。最後になりますが、直前の感染状況等から、消防署等との協議により訓練を中止する可能性もあります。その際には改めてお知らせします。

市長 続いて、報告事項2「新型コロナウイルス感染拡大に伴う休暇の取扱いについて」を報告してください。

部長 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う休暇の取扱いについては、令和4年1月14日付けの文書により通知したところですが、昨今保育園等の一斉休業のほか、適用事例の増加や職員の雇用区別の対応について、質問が多く寄せられていることから、改めて内容を整理し、当面の措置として、状況別判定表を作成したので、報告します。当該判定表においては、職員本人又は同居家族の誰が、新型コロナウイルス感染症に罹患したのか、濃厚接触者になったのか等の状況を当てはめ、更に例規上取扱いが異なる職員の雇用区分やそれぞれの対応、また有給・無給の別についても記載しています。なお、判定表中の濃い色は出勤停止、オレンジ色は7日間の待機期間経過後に出勤可能、黄色は抗原検査が陰性であることを条件に出勤可能、白については出勤可能なことを示しており、視覚的にも対応状況を明瞭にしました。

正規職員を例に、表に沿って簡単に説明します。職員本人が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は病気休暇、濃厚接触に認定された場合は在宅勤務で事故休暇も選択可能、新型コロナウイルス感染症以外での発熱は事故休暇となります。一方で同居家族が、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は在宅勤務で事故休暇も選択可能、濃厚接触者に認定された場合は同居家族が医療機関の検査による陰性判定までは在宅勤務となります。また、医療機関による検査が受けられない際は、安全性と出勤する職員の人数の確保を両立させる観点から、濃厚接触者に認定された同居家族及び職員の分の抗原検査キットを職員課より郵送し、各人で検査を行っていただき、陰性判定となれば出勤可能となります。抗原検査キットに関しては発送から自宅到着までは通常、1日～3日を有することから、仮に対象者が感染していた場合ウイルスの特性上、その間の日数が経過することで、発症することや陽性反応が出やすくなる等の結果が得られやすく、職場においての安全性が高められると考えています。最後に同居家族が新型コロナウイルス感染症以外で発熱した場合又は学校等一斉休校等の措置がなされた場合については、記載のとおり同居家族が小学生以下か中学生以上かで、子の看護休暇が利用できるかできないか異なります。

これらの内容については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況により、今後、適時適切に対応措置に改良を加えていく可能性があります。その際は改めてお知らせいたします。

市長 続いて、報告事項3「多摩川河川敷整地工事の実施について」を報告してください。

部長 多摩川河川敷については、令和元年東日本台風の影響で、上流から土砂等が高水敷に流入し、現在、表層を覆っている状態となっています。該当地は市や市民団体等のイベントで使用されることも多いため、整地工事を実施することとしました。工事場所は資料のとおり、多摩水道橋から小田急線高架との間のうち、赤く記した範囲となっています。工事期間は2月11日から3月14日までの予定で、作業時間は平日の午前9時から午後6時までとなっています。施工中は、工事範囲を立入禁止とします。本工事の受注者は、株式会社山口土建となっています。今後、近隣住民にこのお知らせをポスティングする等、周知を行います。

市長 その他ありますか。

部長 行政提案型市民協働事業のテーマ募集についてです。令和5年度実施に向け募集を行います。資料2ページ目下段の「大まかな流れ」について説明します。いただいたテーマについては、3月の庁議において審議し、その後、広報こまえ等で広く市民公益活動団体に対し募集を行います。令和4年度に

については、募集時期を市民提案型市民協働事業と合わせ、4月からの募集を予定しており、政策室、こまえくぼ 1234 との事前相談、また、担当部署との調整を経て市民公益活動団体に応募していただく形となります。応募のあった事業については、8月下旬に予定している市民参加と市民協働に関する審議会での審査等を経て、協働団体と事業内容を決定し、その後、令和5年度の予算要求に向けて、団体と主管課との協議をし、令和5年度に事業を実施する流れとなります。テーマについては、必ずしも新たな事業を企画立案するものではなく、既に実施している事業の中にも、地域の力をうまく活用することで、より効果的・効率的に実施できる事業があると考えますので、課題解決を図りたいもの、各種計画等で位置付けている施策等で推進を図りたいもの等の観点から、テーマ、事業の設定をお願いします。市民とともに各種事業を進めていけるよう、本制度の活用をお願いします。また、テーマ等の設定に当たっては、団体と協働して企画・実施できるような事業の提案が見込まれる内容となるようお願いします。庁議終了後、各課に募集の事務連絡を発出しますので、検討いただき、2月28日までに政策室へ提出をお願いします。

市長 他にありますか。

部長 自宅療養者支援の応援についてです。新型コロナウイルス感染症が1月中旬から一気に感染拡大しています。健康推進課で実施している自宅療養者支援として、東京都から情報提供される個人情報に基づき、安否確認の電話を行っています。裏面の「狛江市陽性者支援状況」を御覧ください。陽性者については、日を追うごとに増加しており、また自宅療養をされている陽性者の希望者に対して、食料品等の配送も実施している状況です。健康推進課だけでは、手の回らない厳しい状況となっており、食料品の自宅配送は、総務部、企画財政部、市民生活部、都市建設部、子ども家庭部で協力いただいておりますが、今後の状況も見通しが立たず、資料のとおり、各部に依頼したいと考えています。

1. 食料支援の配送についてです。食料支援の配送に関しては、午前10時と午後2時30分に1班か2班としており、これまでも対応していただいている部を含め、表のとおり各部に対応を依頼したいと考えています。

2. 陽性者への電話連絡対応についてです。自宅療養者への安否確認や1の食料支援の申込者に対する内容確認の連絡を依頼したいと考えています。現在、マニュアルを作成していますので、対応いただける職員の方へ説明を別途させていただきます。なお、陽性者は、未知の病気に不安を抱えている状況で、精神的に不安定となっている状況もあるので、細心の注意を払って対応いただきますようお願いいたします。

市 長 土日の対応はどうしますか。

部 長 福祉保健部で対応し、感染者が増えれば、他の部にも協力をお願いします。

市 長 電話対応についても詳細をお知らせください。

部 長 主な内容として、自宅療養者への感染者の方の安否確認と食糧支援の申込者に対する内容確認になります。

市 長 食料支援の際は、ゴム手袋着用等の対応策をマニュアル化していただければと思います。

市 長 他にありますか。

副市長 管理職試験と主任試験についてです。管理職試験は人にやさしいまちづくりをテーマにプレゼンをしてもらいましたが、テーマが人にやさしいまちづくりなので総花的にプレゼンした方と、ポイントを絞ってプレゼンした方に分かれてましたが、ポイントを絞った方が受け止めやすかったです。また、主任試験は今の姿を判定する試験です。主任になったら何をするというのではなく、今、何をしているから主任のレベルに当たるかを判定するものです。

市 長 今回、管理職試験を受けた方で部長にフォローしてもらっていた人はいませんでした。人財育成の観点からも部長としてフォローをお願いします。

市 長 他にありますか。

部 長 職員の喫煙についてです。感染防止対策として庁舎敷地内の喫煙所は定員を3人までとします。また、植栽内で喫煙するようにお願いします。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、2月8日午前9時00分から開催します。